

## 健康診断調査票兼申込書の取りまとめについて

(保健課)

保健センターで行う集団健診について平成19年度も実施します。2月上旬に配布される健康診断調査票兼申込書を、次のことに注意してもらえなく記入し提出してください。

申込書に基づき健診日が近づきましたら、日程等は個別にお知らせします。

調査票は記入例に従い正確に記入し、受診しない方も必ず提出してください。

医療機関等で1年以内に健診を受けた方は、重複して健診を受けることになるので遠慮願います。

結核検診(胸部レントゲン)は、平成19年度も40歳以上の方を対象に行います。また、結核

予防法施行規則の一部改正に伴い65歳以上の方は、毎年結核検診を行うことになりました。

平成19年度の集団による乳がん検診は、県の指針変更により40歳から49歳までの方はマンモグラフィ2方向を2年に1回行うこととなりました。

今回、腹部超音波検査の申し込みは、調査票に記載されておりません。詳しくは、広報6月号でお知らせします。

健康診断調査票兼申込書は住民基本台帳に基づき、1月5日現在で作成しました。それ以後に転入された方は、保健センターへ直接お申し込みください。お申し込み・お問い合わせ保健センター ☎(84)1910

## 医療機関で行う乳がん・子宮がん検診について

(保健課)

医療機関で行う、乳がん・子宮がん検診を希望される方は、人数制限があるため電話による先着順の申し込みとなります。

### 検査方法

乳がん検診は、年齢等医療機関により異なりますが、超音波が乳房のレントゲン一方向になります。

子宮がん検診は、子宮頸部の細胞診です。

料 金  
各検診とも2,000円

### 予約期間

2月19日(月)から23日(金)

午前8時30分から午後5時15分まで電話予約を受け付けます。

お申し込み・お問い合わせ保健センター ☎(84)1910

## チャイルドサークルについて

(保健課)

保健センターでは、育児のこ

とや悩み事等を気軽に話し合える仲間作りを目的に、チャイルドサークルを実施しています。お友だちといっしょにお気軽にご参加ください。

### 日 時

3月7日(水)

午前10時から11時30分まで

(受付 午前9時40分から)

場 所 保健センター

対 象 者 乳幼児のいるご家族  
内 容 「手作りおもちゃ」  
持ち物・1リットルの牛乳パックの空き容器1つ

注ぎ口以外は解体せず、よく乾燥させてください。

お申し込み・お問い合わせ

3月5日(月)までに保健センターまでお申し込みください。

保健センター ☎(84)1910

## 土地改良区内農地の農地転用決済金における譲渡費用の取扱いについて

(産業課)

土地改良区内の農地の転用目的での譲渡に際して、土地改良区に支払われた農地転用決済金等がある場合、譲渡費用の取扱いが次のとおり変わります。

土地改良区内の農地を転用目的で譲渡(売買等)をした場合に発生する農地転用決済金および協力金等について、これまで

は所得税法に定める「譲渡費用」に当たらないとされていたが、今後は「譲渡費用」に含まれます。

今回の取扱い変更により、農地売買に係る所得税が減額される可能性があります。

既に納税済みの所得税についても今回の取扱い変更の対象であり、納税額の一部が還付される可能性があります。

所得税減額のための更正請求は、税務署に行います。

更正請求は、今回の取扱い変更を知ってから2ヶ月以内とされます。

なお、法定申告期限から既に5年を経過している年分の所得税については、法令上、減額できません。

お問い合わせ  
古河税務署 資産課税部門  
☎(32)4161

## 農用地区域除外申請を受付けます

(産業課)

農用地区域内にある農地を宅地、資材置場など、農地以外の用途として利用する場合は農用地区域からの除外手続きが必要です。

2月の受付を次のとおり行いますので、産業課まで申請して

ください。申請書は産業課に備えてあります。

### 受付期間

2月1日(木)から28日(水)まで

受付場所 産業課

### 提出部数

3部(原本1部、写し2部)

農用地区域の主な除外要件  
除外の基準とする要件を全て満たしており、具体的な転用計画や土地利用に関する計画が明確であり、かつ緊急性のあるもの。

計画において関係する法令の調整を担当課と行い、許可の諸条件を満たしているもの。

農用地区域以外に転用できる土地がなく、代替えが困難であること。

計画に依りて適当な位置にある農用地を選定すること。

客観的に見ても農用地区域から除外することが妥当と思われる土地であること。

申し出のあった土地は、必ずしもご希望に添えない場合があります。

また農用地区域から除外した後、更に農地転用申請、開発許可申請等が必要になりますので、農用地区域からの除外を予定されている方は、お早めに産業課までご照会ください。

お問い合わせ  
産業課(内線262)